

青森県附属機関に関する条例（抜粋）

（条例で設置する附属機関の組織等）

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（会長等）

第4条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

別表第1

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県青少年健全育成審議会	青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項、いじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項 その他青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。	会長 副会長 委員	一 関係業者を代表する者 二 青少年の育成に携わる関係団体を代表する者 三 学識経験を有する者	24人以内	2年	<u>委員の互選</u>

（会議）

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

- 3 (略) 会議は、委員等 ((略) 青森県青少年健全育成審議会、(略) の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。) の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(青森県青少年健全育成審議会の部会)

- 第 12 条 青森県青少年健全育成審議会に、青森県青少年健全育成条例（昭和 54 年 12 月青森県条例第 34 号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため図書類等部会を、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定による調査に関する事項を調査審議するためいじめ調査部会を置く。
- 2 図書類等部会及びいじめ調査部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名するものとし、当該委員の数は、図書類等部会にあつては 12 人以内、いじめ調査部会にあつては 9 人以内とする。
 - 3 図書類等部会及びいじめ調査部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
 - 4 前項の部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 第 3 項の部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
 - 6 図書類等部会及びいじめ調査部会の議決は、これをもつて青森県青少年健全育成審議会の議決とする。

(消費生活審議会等の臨時委員)

- 第 23 条 消費生活審議会、青森県青少年健全育成審議会及び国土利用計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、知事が任命又は委嘱する。
 - 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会等)

- 第 30 条 法令に別に定めのあるもの及び第 8 条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。